

令和2年3月13日

県内観光関係事業者 様

鹿児島県PR・観光戦略部観光課長

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の
猶予制度について

このことについて、九州運輸局観光部観光企画課から情報提供がありましたのでお知らせします。

<参考>

○国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/>

[kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf)